

(公印刷込)  
令和2年2月27日

各位

一般社団法人群馬県社会福祉士会  
会長 新木 恵一

## 第23回定時社員総会の開催及び出席等について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、過日ご案内しました第23回定時社員総会につきまして、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大が続くなか、開催の是非について検討いたしました。下記により規模を縮小して開催することといたしました。

つきましては、出欠について慎重にご判断のうえ、同封の葉書にて3月9日(月)までに必ずご回答下さいようお願い申し上げます。併せて、ご出席の場合は同封の総会資料を当日ご持参下さい。

なお、感染症拡大の状況変化によっては急遽開催を見送る場合もありますのでご了承下さい。その場合は本会のホームページ上でお知らせいたします。

### 記

- 1 開催日時 令和2年3月14日(土) 15:30~16:30 (受付開始15:00)
- 2 開催場所 群馬県社会福祉総合センター 地下1階 B01会議室
- 3 開催内容 定時社員総会のみ実施(令和2年度事業計画及び予算等の審議)  
※当初予定していた研修会及び懇親会は延期又は中止します。

#### 4 開催判断の理由

- ・定款第22条により、社員総会の決議に代わる方法は「正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした」場合に限り、今までの総会運営状況等に鑑みて現実的でないこと。
- ・定款第53条により、事業計画及び予算については、事業年度開始前日までに理事会及び社員総会の承認を得る必要があるため、社員総会を延期できても3月末日までで、感染症収束の見通しが不透明である状況に変わりないと想定されること。
- ・本通知発出時点での報道等によれば、国が中止又は延期等を要請している行事は「多数の人が集まる全国的なスポーツ、文化イベントなど」であり、また群馬県が主催行事の開催是非の判断基準として提示している条件は「不要・不急」である。本会の予算策定にかかる定時総会はそのいずれにも該当せず、法人運営において重要な会議であること。

#### 5 出欠判断及び出席時の留意事項

- ・このたびの感染症拡大の状況に鑑み、会員各自で熟慮のうえ慎重に出欠をご判断下さい。
- ・出席の場合は、感染防止へのご配慮(参加前後の手洗いやアルコール消毒、マスクをお持ちの方は着用、発熱や風邪症状が当日表れた場合の参加自粛等)をお願いいたします。
- ・欠席の場合は、総会成立のための委任状の提出を確実にお願いいたします。
- ・今回は、例年以上に欠席者が多いと予想されるため、委任状を提出される場合であっても、提案事項にかかるご意見を前もってメール等でお受けいたします。

【問い合わせ先】 一般社団法人 群馬県社会福祉士会 事務局  
〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター7階  
TEL: 027-212-8388 / FAX: 027-212-7260 / E-Mail: info@gunma-csw.or.jp